

永平寺町学生合宿促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、永平寺町(以下「町」という。)における学生合宿の誘致を促進するための補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生又は生徒の本町における合宿を補助することにより、合宿の開催誘致を促進し、もって町内への観光入込客及び宿泊者の増加を図り、滞在型観光の推進及び地域振興に資する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 高等学校、中等教育学校(後期中等教育課程)、特別支援学校(高等部)、大学又は高等専門学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定するものをいう。)ただし、町長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。
 - (2) 引率者 監督、コーチ等
 - (3) 団体 県外に所在する高等学校、短期大学または大学の生徒または学生で構成する運動系または文化系の団体(ゼミを含む)
 - (4) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設(次に掲げる施設を除く。
 - ア 合宿所
 - イ スポーツ施設に付随する宿所
 - ウ その他町長が不相当と認める施設
 - (5) 合宿 団体が町内の宿泊施設に宿泊して行うスポーツ活動・文化活動等の練習、団体の運営に必要な活動又は学校等の授業
 - (6) 地域交流活動 団体の福井県を知る取組や地域住民等との交流のために行う、福井を学ぶ体験旅行推進事業補助金(合宿誘致)実施要領に基づく別表に掲げる活動
- (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に定める要件のいずれも満たすものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 福井県外に所在する学校等の団体が行う合宿であること。
 - (2) 町の区域内の宿泊施設に連続して宿泊する団体の学生又は生徒及び引率者の延べ人数(以下「延べ宿泊人数」という。)が20人以上であること。
- 2 前項の要件を満たした団体が行う、合宿期間中の地域交流活動についても補助対象事業とし、次の各号に定める範囲を補助対象とする。
- (1) 1回の合宿において複数回の地域交流活動行った場合、交流回数は泊数を上限とする。
 - (2) 複数回の地域交流活動に参加した団体の学生又は生徒及び引率者の延べ人数(以下「延べ交流人数」という。)は、延べ宿泊人数を上限とする。
 - (3) ガイドをつけて2つ以上の施設を観光した場合、それぞれを補助対象とする。
 - (4) 2日以上宿泊する場合で、同じ団体(県内団体に限る)と地域交流活動を行う際又は同じ行事に参加した際の交流回数は泊数を上限とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、その事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象としない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 単に公式大会やイベントに参加することのみを目的とするもの
 - (2) 営利を目的とするもの
 - (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
 - (4) 町又は町の関連団体(町から補助金等の交付を受けている団体をいう。)から補助金等の交付を受けているもの
 - (5) その他町長が不相当と認めるもの
- (補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、合宿の主催者(部長、監督又はコーチを含む。)とする。

2 複数の団体が同一の目的で合宿をする場合(合同合宿等をいう。)は、個々の参加団体の主催者を補助対象者とする。

3 同一団体が2箇所以上に分かれて宿泊する場合において、その目的と活動内容が同一であるときは、1つの補助対象者とする。

(延べ人数の算定)

第6条 前条第2項に規定する場合における延べ宿泊人数及び延べ交流人数(以下「延べ人数」という。)は、個々の参加団体ごとに算定する。

2 前条第3項の場合における延べ人数は、2箇所以上に分かれて宿泊する複数の延べ人数を合計することにより算定する。

(複数の年度にわたる合宿)

第7条 補助対象事業が複数の年度にわたり実施される場合の延べ人数は、合宿を実施するそれぞれの年度において当該期間分を申請するものとする。ただし、申請の回数としては事業を開始する年度のものとして数える。

2 補助対象事業が補助期間の終了年度から翌年度にわたり実施される場合の延べ人数の算定は、当該事業の初日から補助期間の終了年度の最終日までの間の延べ人数とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号の合算した額とする。

(1) 宿泊費に係る補助金の額は、延べ人数に1,000円を乗じて得た額とし、1回につき30万円を限度とする。

(2) 延べ宿泊人数に500円を乗じて得た額を宿泊費加算として前号の補助金額に上乘せする。

(3) 合宿期間中に地域交流活動を行った場合、延べ交流人数に250円を乗じて得た額を地域交流費として前2号の補助金額に上乘せする。ただし、参加者1人あたりの地域交流費が250円に満たない場合は、参加人数にその額を乗じて得た額とする。

2 同条第1項の規定は、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を事業の開始日の10日前までに町長に提出するものとする。なお、申請の受付は事業開始の3箇月前からとする。

(1) 永平寺町学生合宿促進事業補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式第2号)

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 町長は、前条の規定する申請書その他の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第11条 町長は、補助金の交付を決定したときは、永平寺町学生合宿促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の変更申請及び承認)

第12条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請に係る事項を変更しようとするときは、速やかに事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の趣旨及び概要、補助金の額等以外の軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、事業変更(中止)承認書(様式第5号)により、補助事業者には通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 永平寺町学生合宿促進事業補助金実績報告書(様式第6号)

(2) 事業実績書(様式第7号)

(3) 宿泊証明書(様式第8号)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 合宿期間中に地域交流活動を行った補助事業者は、前項に定める書類に加え、地域交流活動報告書(様式第9号)を交流回数1回につき1部町長に提出しなければならない。ただし、複数回の地域交流活動において、その交流相手及び活動内容が同じである場合は、地域交流活動報告書(様式第9号)1部での提出を認める。

(交付額の確定及び通知)

第14条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の額を確定し、その旨を永平寺町学生合宿促進事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により、補助事業者には通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金等交付請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助金等交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 第7条に規定する1回の合宿が複数の年度にわたり実施される場合の補助金については、年度ごとに交付するものとする。

(決定の取消し等)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が特別の理由があると認めたとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する

別表(第3条関係)

観光施設の見学	<p>大本山永平寺の拝観料等</p> <p>ただし、無料施設であっても、施設関係者や観光ガイド、地元住民の案内をつけ、費用が発生した場合には対象とする。</p>
農林漁業体験 ものづくり体験	<p>永平寺町観光素材集に掲載の体験事業等</p>
スポーツ、文化団体との交流、指導	<p>強化試合・交流(合同演奏会)の実施、地域住民等を対象としたスポーツ(文化)教室・講習会の開催等を対象とする。</p>
地域住民との交流	<p>食や産業等のイベント、公衆入浴(宿泊とは別途費用の発生する入浴施設)等、地域住民と学生団体が一緒に参加する行事に際し、費用が発生した場合には対象とする。</p>
上記以外	<p>県と町が協議し、補助の趣旨と合致すると認められる場合は対象とする。</p>